

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 9 日

クリエイティブワークス(カ)

申請者 氏名又は名称 クリエイティブワークス株式会社
 住所 大阪府堺市中区土塔町2204番地6
 代表者氏名 代表取締役・松原功政
 電話番号 072-230-5525
 FAX番号 072-230-5526
 メールアドレス creative-works@dune.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 9 日

申請者 氏名又は名称 クリエイティブワークス株式会社
住 所 大阪府堺市中区土塔町2204番地6
代表者氏名 代表取締役 松原功政

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 マツバラ 松原 カツマサ 功政	
取締役 ミヤザキ 宮崎 タダオ 忠雄	
取締役 マツバラ 松原 ケンシロウ 健史郎	
取締役 ヤマザキ 山崎 ケイコ 圭子	
監査役 マツバラ 松原 ヒトミ ひとみ	
事業の範囲	管工事業 給水装置工事業 給排水工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	クリエイティブワークス株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号599-8234 住所大阪府堺市中区土塔町2204番地6 電話番号 072-230-5525 FAX番号 072-230-5526 メールアドレス creative-works@dune.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
松原 功政	第284990号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表(水道法施行規制第18条関係)

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 6 月 30 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械装置	金切のこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	φ13mm~20mm	2	
	塩ビカッター	φ25mm VP	1	
	塩ビパイプ鋸		5	
	エンジンカッター	φ100mm 日立CC145A	1	
	銅管カッター	φ13~38mm	2	
管の加工用の 機械器具	やすり	200本型、半丸型各種	5	
	パイプネジ切器	ラチェット式PT1/2~1	2	
	圧着器	d30~950		
	電動ネジ切器	15A~18A	2	
	ワイヤーブラシ		2	
	ハツリ電動ドリル		2	
	コア挿入器	φ30~50mm	1	
"	φ13~50mm	1		
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	φ100mm	2	
	モンキーレンチ	φ38mm	1	
	モーターレンチ	φ64mm	2	
	プライヤー	φ35mm	2	
	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
水圧テスト ポンプ	手動式テスター	LA-100RKRSZUK23	1	
	エンジン体ポンプ	CTA-1606GE550 II	1	
	水圧テストポンプ	4.9MPA	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 7 月 9 日

申請者

氏名又は名称 クリエイティブワークス株式会社
住 所 大阪府堺市中区土塔町2204番地6
代表者氏名 代表取締役 松原 功 政

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市中区土塔町 2 2 0 4 番地 6
クリエイティブワークス株式会社

会社法人等番号	1 2 0 1 - 0 1 - 0 2 4 2 7 8
商 号	クリエイティブワークス株式会社
本 店	大阪府堺市中区土塔町 2 2 0 4 番地 6
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 4 年 1 月 1 6 日
目 的	<p>1. 下記工事の設計、施工、監理、請負</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土木一式工事 (2) 建築一式工事 (3) 大工工事 (4) 左官工事 (5) とび・土工・コンクリート工事 (6) 石工事 (7) 屋根工事 (8) 電気工事 (9) 管工事 (10) タイル・れんが・ブロック工事 (11) 鋼構造物工事 (12) 鉄筋工事 (13) ほ装工事 (14) しゅんせつ工事 (15) 板金工事 (16) ガラス工事 (17) 塗装工事 (18) 防水工事 (19) 内装仕上工事 (20) 機械器具設置工事 (21) 熱絶縁工事 (22) 電気通信工事 (23) 造園工事 (24) さく井工事 (25) 建具工事 (26) 水道施設工事 (27) 消防施設工事 (28) 清掃施設工事 <p>2. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</p> <p>3. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</p> <p>4. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>5. 建設資材、空調・給排水・衛生設備機器、機械器具、インテリア製品、建設機械、自動車、家具、家庭用電化製品、衣料品、食料品、日用品雑</p>

	<p>貨、化粧品、医薬品、医薬部外品、装身具、貴金属品、書籍、スポーツ用品の販売及び輸出入</p> <p>6. 介護保険法に基づく居宅サービス事業</p> <p>7. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> <p>8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p> <p>9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</p> <p>11. 障害者等の自立支援のための能力開発に関する事業</p> <p>12. 障害者等の就労支援及び雇用創出に関する事業</p> <p>13. 福祉、介護に係る教育研修及び情報交流事業</p> <p>14. 一般乗用旅客自動車運送事業及び道路運送法に基づく福祉有償運送事業</p> <p>15. 介護福祉用品の開発設計、製造、販売</p> <p>16. 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営</p> <p>17. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">平成 2 6 年 1 月 2 2 日変更 平成 2 6 年 1 月 2 2 日登記</p>		
発行可能株式総数	8 0 0 株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 0 0 株		
株券を発行する旨 の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p style="text-align: right;">平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記</p>		
資本金の額	金 1 0 0 0 万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	取締役	松原 功 政 ○	平成 2 6 年 8 月 3 1 日重任 平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日登記
	取締役	宮 崎 忠 雄 ○	平成 2 6 年 8 月 3 1 日重任 平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日登記
	取締役	山 崎 圭 子 ○	平成 2 6 年 8 月 3 1 日重任 平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日登記
	取締役	松原 健 史 郎 ○	平成 2 6 年 8 月 3 1 日就任 平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日登記

大阪府堺市中区土塔町2204番地6
クリエイティブワークス株式会社

	大阪府堺市中区土塔町2204番地6 代表取締役 松原 功 政	平成26年 8月31日重任 ----- 平成26年11月14日登記
	監査役 松原 ひ と み	平成26年 8月31日就任 ----- 平成26年11月14日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成19年12月25日大阪市住吉区万代六丁目6番6号から本店移転 平成20年 1月22日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 3年 7月 9日

大阪法務局堺支局
登記官

土 屋 佳 代



クリエイティブワークス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社はクリエイティブワークス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 下記工事の設計、施工、監理、請負
 - (1) 土木一式工事
 - (2) 建築一式工事
 - (3) 大工工事
 - (4) 左官工事
 - (5) とび・土工・コンクリート工事
 - (6) 石工事
 - (7) 屋根工事
 - (8) 電気工事
 - (9) 管工事
 - (10) タイル・れんが・ブロック工事
 - (11) 鋼構造物工事
 - (12) 鉄筋工事
 - (13) ほ装工事
 - (14) しゅんせつ工事
 - (15) 板金工事
 - (16) ガラス工事
 - (17) 塗装工事
 - (18) 防水工事
 - (19) 内装仕上工事
 - (20) 機械器具設置工事
 - (21) 熱絶縁工事
 - (22) 電気通信工事
 - (23) 造園工事
 - (24) さく井工事
 - (25) 建具工事
 - (26) 水道施設工事
 - (27) 消防施設工事
 - (28) 清掃施設工事
2. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
3. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
4. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
5. 建設資材、空調・給排水・衛生設備機器、機械器具、インテリア製品、建設機械、自動車、家具、家庭用電化製品、衣料品、食料品、日用品雑貨、化粧品、医薬品、医薬部外品、装身具、貴金属品、書籍、スポーツ用品の販売及び輸出入
6. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
7. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
11. 障害者等の自立支援のための能力開発に関する事業
12. 障害者等の就労支援及び雇用創出に関する事業
13. 福祉、介護に係る教育研修及び情報交流事業
14. 一般乗用旅客自動車運送事業及び道路運送法に基づく福祉有償運送事業
15. 介護福祉用品の開発設計、製造、販売
16. 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の管理・運営
17. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、800株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- ① 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- ② 株式取得者が上記①の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- ③ 株式取得者が株式取得者が取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- ④ その他、会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以

上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社には、取締役 3 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 21 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表する。

(取締役に対する報酬等)

第 24 条 取締役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 取締役会

(取締役会の設置)

第 25 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発

- する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 28 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

- 2 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法 4 2 3 条 1 項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法 4 2 5 条 1 項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 監査役

(監査役の設定、員数)

第 32 条 当社に監査役 2 名以内を置く。

(監査役の選任)

第 33 条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期満了時とする。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当金及び中間配当金が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の配当金には利息を付けない。

(法令の準拠)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。



この写しは原本と相違ないことを証明します。
令和3年7月9日

クリエイティブワークス株式会社
代表取締役 松原 功政



第二八四九九〇号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 松原 功 政

昭和三十五年七月二十七日生

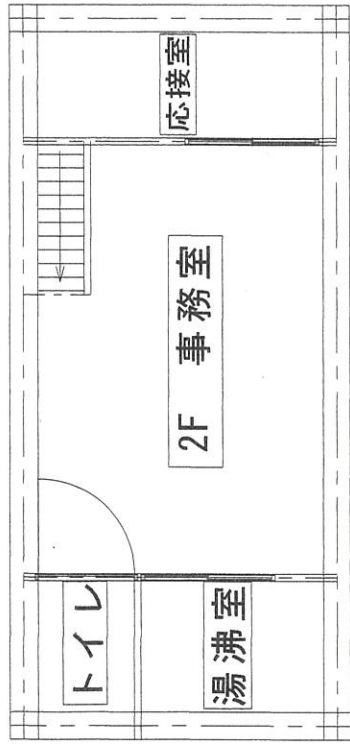
水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月十六日

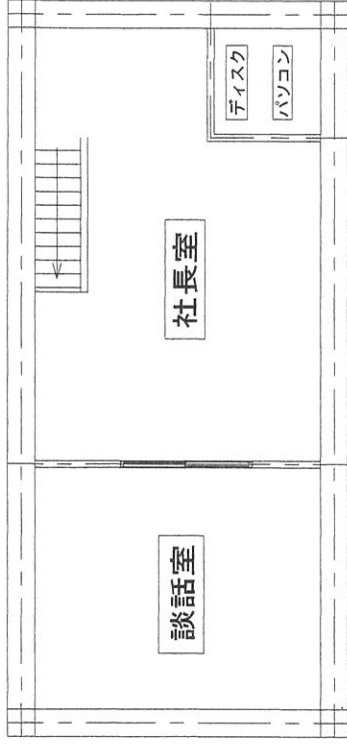
厚生労働大臣 塩崎恭久



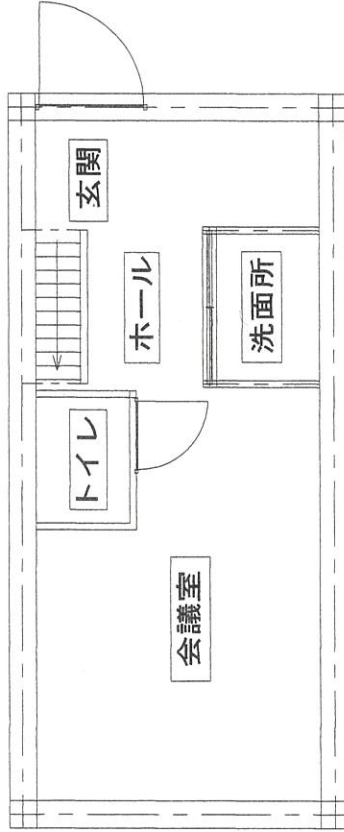




2F 平面図



3F 平面図



1F 平面図

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3年 7月 9日

クリエイティブワークス(カ)

申請者 氏名又は名称 フリガナ クリエイティブワークス株式会社
 住所 大阪府堺市中区土塔町2204番地6
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 松原功政
 電話番号 072-230-5525
 FAX番号 072-230-5526
 メールアドレス creative-works@dune.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	レ	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 3 (水道法施行規則第 22 条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 9 日

届出者

氏名又は名称 クリエイティブワークス株式会社
住 所 大阪府堺市中区土塔町 2204 番地 6
代表者氏名 代表取締役 松原 功政

選任

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	クリエイティブワークス株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
松原 功政	第 284990 号	

(備考) この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

第二八四九九〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 松原 功政

昭和二十五年七月二十七日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

